

平成 30 年 9 月 28 日
株式会社日本政策金融公庫

**「平成 30 年北海道胆振東部地震」による災害により被害を受けた
中小企業者等の皆さまに対する特別措置の取り扱いを開始**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、「平成 30 年北海道胆振東部地震」による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、既に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しておりますが、9 月 28 日付で、特に著しい被害を受けた区域に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、特別措置(「災害復旧貸付」の利率引下げ)を開始しました。

日本公庫は、このたびの地震による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

【特別措置の内容】

対象者	「平成30年北海道胆振東部地震」による災害により、特に著しい被害を受けた <u>北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町の区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等</u> であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方
具体的な措置内容	① 利率 <u>融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ</u> ② 利率引下げ適用の限度額 1千万円(中小企業団体にあつては3千万円)

(注1)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、今般、災害特例措置を追加実施(貸付利率の引下げ)します。詳しくは、日本公庫のホームページをご参照ください。

(注2)今後、本制度における利率引下げの対象地域を北海道内全域にするなど、制度の拡充が予定されています。

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融 資 限 度 額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利 率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。